## 「様式1-1」

## 標準文書保存期間基準(十一管区本部 測量船おきしお)

令和4年4月26日現在

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置					
個。	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
1	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。) に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	· 審査案 · 理由	許認可等の効力 が消滅する日に 係る特定日以後 5年	廃棄					
		(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」 という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄					
		(3)不服申立てに関する審議会等 における検討その他の重要な経 緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取 した文書	· 録取書	他の処分がされ	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関するもの					
			②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に 至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書							
		(4)国又は行政機関を当事者とす (4)国又は行政機関を当事者とす (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	<ul> <li>・訴状・規口呼出状・第1年</li> <li>・答弁書・準備書面・各種申立書・ロ頭弁論・証人等調書・書証・判決書</li> </ul>		展棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関するもの					
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<u>・和解調書</u> ・審査案 ・理由	許認可等の効力 が消滅する日に 係る特定日以後 5年						
		(2)不利益処分に関する重要な経 緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄					
		(3)不服申立てに関する審議会等 における検討その他の重要な経 緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取 した文書	· 録取書	他の処分がされる日に係る特定 日以後10年	廃棄ただし、以下について いて移管 と・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関するもの					
			②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・反論書 ・意見書							
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書							

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		(4)国又は行政機関を当事者とす る訴訟の提起その他の訴訟に関	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	日に係る特定日	
		する重要な経緯	②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面	以後10年	・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな
			<ul><li>③判決書又は和解調書</li></ul>	・判決書 ・和解調書		影響を与えた事件に関 するもの
その	)他の事項					
3	通達の制定又は改廃 及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その 他の重要な経緯(1の項から2の	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄
		項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 - AGD 組程室		
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして 継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄ただし、以下につ いて移管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿	5年	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿		30年	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(⑤)に掲げるものを除く。)		20年	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年	1
5	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯 (1の項から4の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案・協議・調整経緯	契約が終了する 日に係る特定日 以後5年	
+-	-管区本部おきしおの	所掌に係る事務			1	<u> </u>
6	船艇業務	運用管理	航海日誌	航海日誌	4年	廃棄
			機関日誌	機関日誌	5年	
7	庶務に関する事項	勤怠管理に関すること	勤怠管理に関する文書	出勤簿、休暇簿、勤務時間報告書、超過勤 務命令簿、勤務状況報告書	5年	廃棄
		会計事務に関すること	旅費に関する文書	旅行命令簿、出張計画書、精算請求書、旅費の請求及び支払いに係る資料	5年	廃棄
			物品供用、管理に関する文書	物品措置請求書、物品受領命令書、個人別供用票	5年	廃棄
8	所掌事務に関する事 項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった 文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄